

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人秀愛会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年8月3日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

市有地除草業務委託（婦中町島田地内市有地）

(2) 提供を受ける役務の内容

市有地除草作業

(3) 役務の提供を受ける期間

契約日から令和8年9月10日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年8月10日

(2) 提出先 財務部管財課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年8月5日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

八尾町樫尾地内携帯電話中継局草刈り業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

富山市八尾町樫尾地内携帯電話中継局の草刈り等

(3) 役務の提供を受ける期間

令和8年9月16日(水)から令和8年10月9日(金)まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年9月2日(水)

(2) 提出先

企画管理部 情報システム課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年8月7日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

とやま市農政だより第47号配布業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

封入・宛名等シール貼り・仕分け・発送

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内（富山地域）に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月20日 午前10時

(2) 提出先

農林水産部農政企画課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年8月21日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

第2期呉羽南部企業団地（Eブロック）除草業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

第2期呉羽南部企業団地（Eブロック）緑地帯の草刈、集草処分等

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月31日

(2) 提出先

商工労働部企業立地課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人 富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和8年8月24日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件 名

大久保認定こども園草刈業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

大久保認定こども園の草刈、集草、刈草処理

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月31日

(2) 提出先

富山市役所 こども家庭部こども支援課